

現地動物救護本部等が行う被災ペット等の救護に対する支援に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、現地動物救護本部等が行う被災ペット等の救護に対する当法人の支援に関し必要な事項を定めることにより、適正かつ迅速な支援の確保を図るとともに、もって当該支援が広く公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(支援の実施)

第2条 定款第4条第1項第2号の規定に基づく当法人の支援は、現地動物救護本部等または環境省からの要請に基づき行うものとする。なお、現地に動物救護本部が組織されていない場合は、関係行政機関または地方獣医師会からの要請に基づき行うものとする。

(支援の事前準備)

第3条 定款第4条第1項第2号の規定に基づく当法人の支援が、災害発生時に迅速かつ効率的に行うことができるように、寄附金募集事務の代行に関する調整、支援物資の備蓄、各種リストの整備等については、必要に応じて事前に準備を進めておくこととする。

(報告)

第4条 現地動物救護本部等に対して支援を実施した場合、当該現地動物救護本部等における救護活動の終了後、当該現地動物救護本部に対して、次の事項を記載した報告書の提出を求めるものとする。

- (1) 受けた支援の内容
- (2) 支援によって得られた効果

2 前項の報告を受けたときは、当該報告を当法人のホームページを利用して一般に公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

(補足)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、環境省が策定した「災害時におけるペットの救護対策に関するガイドライン（災害発生時における連携体制の例については別紙参照）」の趣旨を踏まえて、理事長が別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成 26 年 8 月 15 日から施行する。
- 2 平成 26 年 11 月 30 日開催の理事会において決議された改正は、平成 26 年 11 月 30 日より施行する。
- 3 緊急災害時における物資及び救護活動資金等に関する規程を、現地動物救護本部等が行う被災ペット等の救護に対する支援に関する規程として改め、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。